

一般財団法人 玉野教育基金



一般財団法人玉野教育基金は、向学心がありながら経済的理由により修学が困難で、かつ都内の大学に在学する大学生に対して修学上必要な学資金を給付して奨学援助を行い、将来、社会に有用な人材を育成する事業を行っています。

設立趣旨

社会発展のためには次の世を担う若者たちの才能を伸ばし、世の中に貢献できる人材を育てていく必要があります。そのためには高等教育機関での勉学を志す若者に対して安心して教育を受ける機会を提供することが肝要です。

しかし、向学心がありながら経済的な理由により高等教育を受けられない若者が多くいるのが現実です。玉野教育基金はこのような若者を支援するために故玉野み糸の意思のもとに平成5年7月28日に東京都教育委員会の許可を受けて設立されました。その後、平成25年4月1日に一般財団法人玉野教育基金として新たに発足し、奨学金の給付を主な事業としています。

事業の目的

当基金は、将来社会に有為な人材を育成するため、奨学金を必要とする大学生に修学上必要な学資金を給付し、奨学援助を行う事業を目的としています。

基金の概要

名称	一般財団法人玉野教育基金
設立者	玉野 み糸
設立年月日	平成5年7月28日
一般財団法人移行日	平成25年4月1日
行政庁	東京都
理事長	石井 鶴康
目的	向学心がありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、修学上必要な学資金(奨学金)を給付し、奨学援助を行い、もって社会に有為な人材を育成することを目的とする
事業	(1) 奨学金の給付 (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
所在地	東京都杉並区阿佐谷南三丁目1番33号
電話・FAX	03-3220-4080

大学奨学生の採用

当基金は東京都内の指定大学長から推薦いただいた学生を、基金内の「奨学生選考委員会」にて選考、決定することにより新年度の奨学生を採用しています。毎年の採用プロセスの概要は次の通りです。詳細は毎年度の「大学奨学生募集要項」に記載されます。

- 2月中：推薦依頼大学に来年度の募集要項を配布
- 4月末：大学からの推薦締め切り
- 5月末：選考結果を大学経由で通知
- 6月中：新規採用奨学生へのガイダンス開催

応募資格

本基金の奨学生となる者は今年度大学学部1年生で、経済的困窮者、学業優秀、人物明朗かつ積極性があり、健康で、次のいずれにも該当していなければなりません。

- (1) 東京都内の大学に在学している者
- (2) 学資の援助を必要であると認められた者
- (3) 将来社会的に有益な活動を目指す者
- (4) 在学大学の長(学長・総長)によって推薦された者
- (5) 年1回の当基金開催の『奨学生の集い』に出席できる者

給付の額と方法

奨学金の給付月額、給付期間及び給付方法は次の通りです。給付金額は変更される場合がありますので、毎年度の募集要項で確認をお願いします。

- (1) 給付額 月額 30,000円
- (2) 給付期間 正規の最短修業期間(4年)
- (3) 給付方法 奇数月に2か月分を直接本人の銀行口座に振込。
給付後1週間以内に領収書を基金に送付

お問い合わせ・アクセス

〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南三丁目 1 番 33 号
一般財団法人 玉野教育基金

事務局 電話・FAX

03-3220-4080 (業務時間 午前 10 時～午後 5 時)

メール

office@tamano-education-fund.or.jp

ホームページ

http://www.tamano-education-fund.or.jp/



東京メトロ丸の内線 南阿佐ヶ谷駅 徒歩 1 分
JP 阿佐ヶ谷駅 南口より徒歩 10 分

選考方針

選考は、経済的理由で学資の支弁が困難と思われる学生を優先しますが、奨学金を必要とする事情、高校での成績や活動状況も重視しています。

選考結果の通知

基金での選考結果は決定後、速やかに大学経由、文書で通知します。採用者はその後、基金事務所でのガイダンスに出席し、給付手続きをしていただきます。

年度スケジュール

主な年度スケジュールは次の通りです。

4月	新規奨学生の募集 推薦依頼指定校からの推薦締め切り。 (例年、4月末)
6月	新規奨学生採用決定及びガイダンス 基金事務所での説明会、奨学金振込口座作成等の事務手続きを行います。
6月	「奨学生の集い」開催 対象は奨学生全員で、出席が給付条件の一つとなります。
3月	「卒業生の集い」開催 対象は4年生、3月末に開催します。
4月	年度末書類提出 成績証明書及び現況報告書の提出。
奇数月	奨学金の給付 2か月分を給付、1週間以内に領収書を基金へ送付。

応募学生へ

当基金は東京都内にある10以上の大学に、新規奨学生を推薦していただく指定校制をとっています。従って、指定校以外に在学する学生は応募をすることができません。在籍する大学が指定校であるかどうかはお問い合わせ下さい。

当基金の特色

- (1) 給付型奨学金のため返済の義務なし。
- (2) 国籍の制約なし。
- (3) 奨学生の専攻分野の制約なし。
- (4) 4年間の継続給付。

但し、当基金の奨学金給付規程を遵守。

奨学生給付規程の内容は、基金のホームページをご覧ください。

沿革

平成5年7月	財団法人玉野教育基金を設立。玉野みよからの現金3億円寄付により東京都杉並区阿佐谷南三丁目1番33号に設立。月額給付金25,000円 初代理事長は玉野みよ
平成5年9月	第1回評議員・理事会開催
平成9年11月	特定公益増進法人に認定される。
平成11年5月	給付月額、15,000円に変更。経済情勢悪化による金利低下により、収入減少のため。
平成18年7月	玉野みよ死亡。遺贈として基本財産に不動産が加わり、不動産貸付け収益事業を開始。
平成18年12月	井出正敏 理事長就任
平成19年4月	給付月額、25,000円に変更。不動産貸付けによる収益事業追加のため。
平成22年1月	石井鶴康 理事長就任。 (井出正敏死亡のため)
平成25年4月	一般財団法人に移行。基金設立時から総計142名の奨学生に給付。
平成27年4月	給付月額、30,000円に変更。